

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和○年頃から昭和○年頃まで、粉じん作業（セメント等の建設資材を船から荷揚げする作業）に断続的に従事し、平成○年○月○日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理2、合併症：続発性気管支炎、要療養」の決定を受け、最終粉じん事業場であるA県B市所在の会社Cを管轄する監督署長に対して、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給する旨の決定を行った。

被災者は平成○年○月○日からD病院にて療養を継続していたが、平成○年○月○日、直接死因「慢性呼吸不全増悪」により死亡した。

請求人は、被災者の死亡はじん肺によるものであり、業務上の事由によるものであるとして監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、被災者の死亡の直接原因は慢性呼吸不全増悪によるものであり、その原因は、被災者がり患していたじん肺症であると主張するので、以下に検討する。

(2) E医師は、死亡診断書において、被災者の直接死因は、慢性呼吸不全増悪であるとしており、F医師及びG医師は、何れもその意見書においてE医師の判断を支持しているところであり、当審査会も被災者の直接死因を慢性呼吸不全増悪であると判断する。

(3) 被災者の慢性呼吸不全増悪を惹起する要因としては、

ア じん肺症

イ じん肺症の合併症である続発性気管支炎

ウ 肺気腫

エ 間質性肺炎

オ 肺真菌症（アスペルギルス症）

が考えられるところ、まずじん肺症についてみると、被災者は、平成〇年〇月〇日にじん肺管理区分が、管理2・PR1と決定されているが、医証によれば、その後の胸部エックス線所見では明らかな変化は認められず、じん肺はじん肺管理区分決定時から比較的軽症であり、かつ、経過中、呼吸不全の増悪につながるような悪化を生じていなかったことが認められる。

(4) じん肺症の合併症である続発性気管支炎についてみると、E医師は、その意見書において、去痰剤や吸入により対応し、気管支炎症状（咳嗽・喀痰）は悪化していった旨述べているが、これらの症状は被災者に併発していた肺炎でも説明可能な症状であること、死亡診断書においては、死亡に関与した疾患として続発性気管支炎は記載されていないことから、被災者の続発性気管支炎は呼吸不全増悪にほとんど関与していないものと認められる。

(5) 被災者の肺気腫についてみると、被災者の平成〇年〇月〇日付けの申立書及び死亡診断書に肺気腫に罹患している旨の記載があり、かつ、F医師、G医師のいずれも、被災者に肺気腫の所見を認め、その原因を長期間にわたる喫煙によるものとしているところである。当審査会も、肺気腫は被災者の呼吸不全の増悪に一定の関与があったものとする。しかし、肺気腫の原因は、主として1日20～30本、40年間にわたる長年の喫煙によるものであり、じん肺と肺気腫との間に因果関係は認められないものと判断する。

(6) E医師は、その意見書において「平成〇年より両側肺に間質影が出現するようになり、陰影が次第に悪化し、平成〇年〇月にじん肺の診断が確定したが、その後も間質影は悪化した」と述べており、G医師も間質性変化を肯定しているところである。しかしながら、D病院の診療録によれば、被災者の死亡する約1か月前における検査では、間質性肺炎に特徴的な検査所見であるKL-6の血中濃度上昇は死亡に至るほどの重度の数値とはいえ、間質性肺炎が被災者の呼吸不全及び死亡に大きく関与したとは認められない。

なお、同病院の診療録によると、平成〇年〇月〇日、E医師から被災者の家族に対し、じん肺の陰影にはほとんど変化がないため、間質性肺炎の原因がじん肺であるとは考えにくい旨説明したことを示す記載があることが認められる。

(7) 被災者の死亡診断書には、被災者の慢性呼吸不全増悪に影響を及ぼした傷病名等として、肺アスペルギルス症と記載され、E医師は、その意見書において、被災者は平成〇年〇月に肺アスペルギルス症が判明し、不可逆性の破壊性変化（肺）が残存し呼吸不全となったと述べているところである。

アスペルギルス症とは、アスペルギルス属の真菌を原因とする疾病であり、壊死性肺アスペルギルス症は、高齢等による免疫機能低下時に日和見感染として、発熱・咳嗽・血痰・喀血・呼吸困難といった症状で発症し、アスペルギルス菌の組織浸潤が見られ、急速な呼吸不全を来すことが多く、生命予後不良と

されているところ、G医師は、その鑑定意見書において、被災者のアスペルギルス症は、平成〇年以前から存在し、平成〇年の副鼻腔炎手術（真菌性）後徐々に悪化し、慢性壊死性アスペルギルス症となったと推定している。

当審査会もG医師の見解を妥当とするものであり、被災者の呼吸不全の悪化の主たる原因は、肺アスペルギルス症であって、上記のような肺アスペルギルス症の発症機序等から考えて、じん肺症と肺アスペルギルス症との間には相当因果関係は認められないものと判断する。

- (8) 以上のとおりであるので、被災者の死亡とじん肺症及びじん肺症の合併症である続発性気管支炎のいずれの疾病との間にも相当因果関係は認められず、また、被災者のじん肺症は被災者に認められた肺気腫、間質性肺炎及び肺真菌症（アスペルギルス症）のいずれの疾病との間にも明らかな相当因果関係が認められないことから、被災者の死亡は、業務に起因するものとは認められない。
- 3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。